

I. 地位の承継の承認申請について

→ はい → いいえ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する通知書がありますか。

愛知県知事から通知書が交付されていますか。

平成21年6月4日以降に工事着手していますか。

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市(※1)の物件ですか。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日以前の物件のため、認定は受けていないと思われます。(※3)

建設地の市にご相談ください。

木造2階建以下若しくはS造・RC造平屋建てですか。(※2)

瀬戸市、半田市、刈谷市、安城市、西尾市、小牧市、東海市、豊川市、稲沢市、大府市、江南市(※2)の物件ですか。

提出先は**愛知県**(ホームページの申請手続き1.申請先参照)になります。次ページII.を参照してください。

通知書のない方は、仲介業者等にご相談の上、ご連絡ください。(長期優良住宅の認定を受けられていても、建設地等の情報が完全に合致しない場合は、県建築指導課でも認定を受けられたか分からぬ場合があります。)

(※1)特定行政庁(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市)の物件は全て市で認定をしています。

(※2)限定特定行政庁(瀬戸市、半田市、刈谷市、安城市、西尾市、小牧市、東海市、豊川市、稲沢市、大府市、江南市)の物件は

①S造、RC造・2階以上(又は)延べ200m²超

②木造・3階以上(又は)軒高9m超(又は)高さ13m超(又は)延べ500m²超

③道路・日影などの建築基準法許可

上記①~③のいずれかにも該当しない物件は市で認定をしています。

(※3)平成21年6月3日以前の工事着手であっても、増改築の認定を受けている場合があります。(愛知県全体で数件の実績です)

II. 地位の承継の承認申請の手続きについて

○地位の承継をうけられる方（新しく住宅を取得する方）本人が申請する場合

承認申請書（第七号様式）、所有権移転が分かる書類（建物登記謄本写し、売買契約書写し等）これらの書類を**2部**
認定長期優良住宅の認定計画実施者の連絡先の届出（様式第23号）を**1部**
上記の書類を提出してください。

○地位の承継をうけられる方（新しく住宅を取得する方）の代理人が申請する場合

承認申請書（第七号様式）、所有権移転が分かる書類（建物登記謄本写し、売買契約書写し等）、委任状これらの書類を**2部**
認定長期優良住宅の認定計画実施者の連絡先の届出（様式第23号）を**1部**
上記の書類を提出してください。

※記入の際は、別添記入例を参考に記載してください。（記載例はよくある申請を基に作成しておりますので、全ての方に当てはまるわけではありません。）

※2部提出していただいた書類の**1部**と承認通知書を交付いたします。（交付までの期間は、訂正等がない場合、土日祝日・年末年始を除く**1週間程度**です。）

※申請先等は、ホームページの「長期優良住宅の申請手続き」の「1.申請先」をご参照ください。